

つくば市入札監視委員会
平成29年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成30年2月2日(金) 14:00～ つくば市役所 庁舎2階 会議室203	
出席委員	委員長代理 村上 正子 (大学院教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 谷貝 一雄 (元地方公務員) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	平成29年4月1日 ～ 平成29年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	・低入札価格調査結果表において, 記載漏れ箇所があったため今後気を付けること。	
その他	委員の任期は2年であるため, 本年3月末で満了となる。	

【事案1】 28国補春日学園義務教育学校空調設備設置工事	
《条件付き一般競争入札》電子入札	
開札日	平成29年6月23日
主管課	教育局 教育施設課
種別	管工事
入札者数	3者（参加申請:4者）
予定価格	109,970,000円(税抜き)
落札額	92,440,000円(税抜き)
落札率	84.06%
質問・意見	回答・説明
この事業は平成27年からの3年計画であるが、以前の空調設備設置工事とは別の場所(学校)の入札案件であり、落札した入札参加者が工事を行っているということなのか。	はい。
入札参加資格を見ると、市内に本店又は支店があること、特定又は一般の建設業の許可を有すること、となっているが、これは建設業の許可を有していれば良く、また実績は問わないということよろしいか。	建設業の許可業種は管工事に限定している。また、格付基準点が700点以上という条件を付して公告している。
3年計画ということだが、年度ごとに入札を行っているのか。	そうである。市内に37校の小学校があり、低学年・中学年・高学年といった形で分け、3か年で普通教室に空調設備を設置している。 本工事の履行場所は小学校と中学校が一つになっている義務教育学校である。平成24年に開校した施設であり、他の市内小学校の最後の工事期に合わせて一気に整備した工事となっている。
新しい学校であり、建設当初から空調設備はきちんと整備されているというイメージだが、実情はどうか。	平成24年以降に普通教室に空調設備をつけることとして始まった。この学校は、職員室やパソコン教室、保健室等の特別教室や管理教室が主で、普通教室に冷房を設置する仕様になっていなかった。
本学校の建設工事を入札監視委員会の審議対象として抽出した記憶がある。当時は経費が大幅に圧縮できており立派であると思ったが、その時に空調設備も設置しておけば良かったのではないかと振り返る。	

<p>コスト削減対策ということで各資料を参考に単価の縮小を図り、結果、かなりのコスト削減が図られていると感じた。しかし積算内容を見たところ、見積単価を採用していることが多い。その見積単価の見積額に対し軽減率をかけて削減しているようだ。</p> <p>従来であれば見積額に対し8掛けをするという話を聞いた記憶があるが、今回はばらつきがある。ものによっては軽減率によりかなり金額を下げているが、その下げている金額で積算した予定価格に対し、入札結果を見ると失格基準価格を下回っている入札参加者もあるようである。この辺りについて説明していただきたい。</p>	<p>見積の軽減率については、業種ごとに販売価格等が異なっている。今回の積算にあたっては、メーカーや見積業者に聞き取りを行い、実勢価格を設定し、工事価格を算出した。</p> <p>失格基準価格を下回って入札されていることについては、実際に落札した入札参加者の積算を参考として確認したところ、直接工事費の部分については差異はなかった。経費の部分が削減されていたためであると推測している。</p>
<p>見積に対して実勢価格を設定することは、今回の教育局のみで行われただけではなく、市全体で同じような扱いをしているということか。</p>	<p>空調設備以外の学校建設等の建築設計においては同様な対応をしている。</p>
<p>低入札価格調査結果表において、②当該入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれはない、の項目が該当となっていないが何故か。</p>	<p>低入札価格調査委員会においては、適正な履行が可能であるか、公正な取引の秩序等について審議している。</p> <p>本工事は、資材の取引等の調査と下請業者の関係性の調査を行い、公正な取引の秩序を乱すおそれはないと判断したが、低入札価格調査結果表において該当のチェックの記載が漏れていた。今後注意する。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 低入札価格調査結果表において、記載漏れ箇所があったため今後気を付けること。</p>	

【事案2】 29つくば市旧焼却炉解体工事	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
開札日	平成29年7月26日
主管課	生活環境部 廃棄物対策課
種別	とび・土工・コンクリート
入札者数	3者（参加申請：3者）
予定価格	705,640,000円（税抜き）
落札額	540,580,000円（税抜き）
落札率	76.61%
質問・意見	回答・説明
低入札価格調査が入る基準はどのように決めているのか。	つくば市低入札価格調査等実施要領に基づき、低入札調査基準価格及び失格基準価格を定めている。対象は予定価格5,000万円以上の建設工事である。 低入札調査基準価格は、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%の合計額である。 失格基準価格は、予定価格が1億円以上10億円未満の工事は調査基準価格の85%としている。 この要領、概要等をホームページで公表している。
計算方法が同じでもそれぞれの項目の金額が異なるため、調査基準価格は異なるということか。	はい。要領や概要等をホームページで公表しているため、入札参加者もある程度積算することはできると考える。
本工事は受注者に設計及び施工を行わせる性能発注工事ということだが、なぜ性能発注工事としたのか。 また、つくば市が発注している工事の中で性能発注工事というのは最近行われているのか。	焼却炉や廃棄物の焼却処理施設の解体というのはいかなりの安全性が求められ、精度の高い作業を伴う。 一般的には発注者である市が設計し入札を行うが、難しい技術が絡むため技術を有している事業者に設計と施工の両方を行わせた方がより良い解体工事を行うことができると考え、性能発注方式を採択した。 性能発注工事の例としては、本工事以外に生活環境部が発注しているリサイクルセンターの建設工事がある。
設計を発注する場合、予定価格を決定する積算は難しいと思うがどのように行ったのか。	一般的に予定価格は公の積算基準等に基づいて積算するが、今回は特殊な工事であるため公の積算基準がない。そのため、発注仕様書を作成し、それに基づき事業者から参考見積を徴収し積算した。
参考見積を基本に積算をしたということか。	はい。6社から参考見積を徴収し、積算を行った。

<p>参考見積をもとにして積算基準を設定し、予定価格を算定したということか。</p>	<p>はい。</p>
<p>本工事は1回目の入札において応札した2者とも失格基準価格を下回って不調となり、再公告し再入札を行っている。1回目と2回目で予定価格が若干異なるが、どこが変更になったのか。</p>	<p>本工事の建築物を解体する工事区域の中には、焼却施設であるため汚染物質が残っている。それを解体工事と一緒に撤去するという内容で発注したが、再度精査した上で、1回目の入札では含まれていなかった区域も、広く汚染物質を取り除くような設計とした。</p>
<p>仕様書に基づき入札参加者は積算したと思うが、1回目と2回目の入札の仕様書は、違ったものを提示し、それに基づき応札した。そして資料にある額の入札結果になったという理解で良いか。</p>	<p>はい。</p>
<p>1回目の入札で4者応札し、2者が辞退、2者が失格基準価格を下回り失格となっている。失格した2者は大体似たような価格で失格となっている。こんなに安価にできるのであればこの価格を参考に2回目はもう少し安く見積るといったことは行わないのか。</p>	<p>企業努力で安く応札してくる事業者も当然いると考える。ただし、それが本当に適正価格かどうかという点からすると、少しいかがなものかと思うところがある。私どもとしては、参考見積の金額をもとにして積算した。</p>
<p>低入札価格調査において、調査結果の主な理由で①当該入札価格により、当該契約内容に適合した履行が可能である、②当該入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれはない、の2項目が該当となっている。それぞれ何を根拠に該当と判断したのか。</p>	<p>低入札価格調査委員会では主に工事をするための材料の手配、施工するための機械等の確保、労働者・労務者・技術者の確保ができ施工が可能であるか、あまりにも安い価格で性能を満たすことができるのか等を確認する。 事業主管課は落札候補者への聞き取り等を実施して、その結果を報告し低入札価格調査委員会で審査を行った結果、①、②とも満たされることになった。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	

【事案3】 28国補荖崎第一小学校空調設備設置工事

《 随意契約 》

見積期日	平成29年7月21日
主管課	建設部 営繕・住宅課
種別	管工事
見積者数	6者(参加申請:7者)
予定価格	17,860,000円(税抜き)
見積金額	16,090,000円(税抜き)
比率	90.09%

質問・意見	回答・説明
<p>第1回入札, 5日後の再度入札共に落札候補者がなく最終的に随意契約になっている。予定価格は変更していないが, 1,780万円余りの工事に対して1回目と2回目とで1,000万円近く減額している入札参加者がある。その入札参加者は半値近くまで下げても利益があるのか。</p> <p>空調設備は機械そのものを設置するため, その価格は大幅には変わらないのが通常だが, 入札参加者は赤字で受注しないのではないのか。</p>	<p>電気設備の見積については, メーカーによって大分差が出るが多いため, 1回目で落札できないということで, 入札参加者は再度見積を取り直したり, 色々な手を尽くしたりして下げた結果だと思われる。</p>
<p>1回目に提出された内訳書と2回目に提出された内訳書で, どこが違うか分からないのか。随意契約も含めどこが安くなっているか推移が分からないのか。</p>	<p>1回目の入札で提出された内訳書は詳細内容に係る部分の記載が少ない構成であり, 2回目の再度入札の不調時には内訳書の提出を求めている。また最後の随意契約のときも内訳書までは求めているため, 内容の推移は把握していない。</p>
<p>当初の入札では高い金額で提示した入札参加者が, 随意契約の見積り合せの際, こんなに低い金額で大丈夫なのかという確認は行わないのか。</p>	<p>今回1回目の入札で5者が入札しており, 2者が予定価格を超過した。一方で2者が失格基準価格を下回った。適正に応札した1者は落札制限によって無効となった。</p> <p>失格基準価格を下回った入札参加者は諸経費の削減をしているところが多く見受けられた。予定価格超過者は, 直接工事費が高く, それに伴い諸経費も上がっていた。なお, 設計価格は適正な積算であると考えている。</p>
<p>落札制限により無効となった入札参加者が今回あったが具体的にどうということなのか。</p>	<p>工事の場合, 同一公告日で同一開札日の入札については1日2件までという落札制限を設けている。開札は予定価格の高い順から行っている。</p> <p>当該入札参加者はこの入札案件より前の2件ですでに落札候補者になったため本工事では無効という扱いになった。</p>

<p>同一開札日にはその入札参加者は落札候補者になれないということだが、随意契約の時には応札しているが、どういうことか。</p>	<p>随意契約の時には落札制限は設けていない。</p>
<p>入札の際は、この入札参加者は無効となり入札不調となった。次に随意契約という別方式でこの入札参加者からも見積りを徴収したが、他者の見積価格が低かったため落札候補者にはならなかったということか。</p>	<p>はい。</p>
<p>《評価》 この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	

【事案4】 29地籍調査事業測量業務委託	
《条件付き一般競争入札》電子入札	
開札日	平成29年7月26日
主管課	建設部 地籍調査課
種別	測量
入札者数	6者（参加申請:6者）
予定価格	23,040,000円(税抜き)
落札額	20,700,000円(税抜き)
落札率	89.84%
質問・意見	回答・説明
この業務委託においても最低制限価格は設定されるのか。	測量・建設コンサルタントにおいても最低制限価格を設定している。
応札価格によっては失格する可能性があるということか。また低入札調査は入るのか。	最低制限価格を下回った価格で応札すると失格となる。低入札価格調査制度は、測量・建設コンサルタントの業務には適用していない。
つくば市内全域でどの程度地籍調査が完了しているのか。	つくば市は6町村が合併しており、地区別では桜、豊里、荃崎地区が完了している。筑波地区が約97%、大穂地区が約88%、谷田部地区が約50%進捗しており、全体では86.07%の進捗率となっている。
測量は1回やったら終わりなのか。	原則1回で終わりであるが、法律の改正に伴い変更している。平成を境に、それまでは平板測量により行っていたが、平成以降は数値法、XYという座標で数値を押さえるようになった。そのため以前の測量で完了したものに新しい手法をとるかという課題はあるが、現実的には1回で終わりとしている。
測量が終わってからその新しい手法をとるということは、もう1回新しい手法で全部やり直すということか。	他の市町村では再調査を行っているところもある。つくば市は昭和38年から地籍調査を実施しており、かなり実施から経過し古いものもあるが、未実施の所がありその場所を現在行っているところである。
かなり進捗している様だが、100%完了するには何年後を想定しているのか。	今のペース、予算等で実施していくとすると30年はかかる。
残り14%を行うのにあと30年かかるというのは予算面でのことか。	以前は年間2地区単位で実施していたが、途中から予算等に伴って、1地区で調査面積は0.5平方キロメートル前後で実施している。
《評価》 この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。	

【事案5】 29国補下維(委)施第5-2号下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成29年8月25日
主管課	生活環境部 下水道管理課
種別	土木コンサルタント
入札者数	2者（参加申請:2者）
予定価格	30,370,000円(税抜き)
落札額	30,000,000円(税抜き)
落札率	98.78%

質問・意見	回答・説明
今回の業務委託は対象ポンプ場が9ヶ所となっている。平成29年度つくば市ポンプ施設ストックマネジメント計画策定業務委託の中の表では28の施設が挙げられているが、今回の9ヶ所との関係はどのようなになっているのか。	市内にポンプ場が全部で28ヶ所ある。建設されたのが昭和40年代というかなり古いものから、平成に建てられたものまであり、その中から使用頻度が高いものやかなり傷みが激しいものについて今回抽出している。表中、点検調査計画という欄に丸がついているものを抽出し、今回のストックマネジメントの計画策定を実施している。
残りの施設も今後何年か経った後に、同じようなストックマネジメントを行うのか。	はい。
下水道関係の施設のストックマネジメントとしては、第1回目なのか。	そうである。事業期間としては、5年スパンを考えている。5年が経過した後に、別のポンプ場のストックマネジメントを進めていく。
つくば市の下水道施設で、今回のポンプ場がストックマネジメント計画としては初めて行われるのか。	はい。これまでは長寿命化計画というものがあり、それに代わるものがこのストックマネジメントである。場合によってはポンプの入れ替えがあったり、長寿命化計画で修繕、改築したものはある。
長寿命化計画と今回のストックマネジメントとの違いを分かるように教えていただきたい。	具体的な違いというのはあまりない。国でもこれまで長寿命化計画ということで進めていたが、平成31年度までに計画を立て平成32年度から実施するものについては、このストックマネジメント計画を基準に補助金が交付となるため、つくば市に限らず全国的にストックマネジメントに変わることになっている。

<p>施設の長寿命化として、長く使用していくためにストックマネジメント計画を作ると思うが、計画を作ることによる効果を知りたい。具体的にこれをやらないとこのぐらいで更新しなきゃならないのが、更新期間が延びる等の話を教えてもらいたい。</p>	<p>つくば市全体で下水道を布設した距離が約1,600キロメートルある。ポンプ場も28ヶ所あり、昭和40年代から、特に平成10年位までが一番多く整備されており、全体の7割がその時期に整備されている。概ね40年以上経過している施設が多く、そのためストックマネジメント計画を立てて将来にわたって適切な点検、調査を行うということがこの計画の一番大事なところである。</p> <p>今後、具体的には膨大な下水道施設の状況の把握、中長期的な施設状態の予測、施設の計画的かつ効率的な管理、その辺りが大きな柱となっており、これを基準に新規事業も含めて、事業の平準化とライフサイクルコストの最小化を実現していくのが基本である。</p>
<p>その考え方を指してストックマネジメントというのか。</p>	<p>はい。</p>
<p>入札参加資格について、つくば市に本支店をおく事業者では入札参加資格を満たすものがないということだが、これはコンサルタントという資格が必要なのか。</p>	<p>今回入札参加の資格要件としているのは建設関係コンサルタント(下水道)の登録をしている者、さらに技術士という国家資格があるが、その中に総合監理部門の下水道の技術者を要することを条件としている。その資格を持っている人がつくば市内事業者にはいないということである。</p>
<p>その資格がこの業務の中で一番重要なものであるのか。</p>	<p>一番必要な資格である。</p>
<p>最初に落札候補者になった者は、その必要な資格条件を満たしていないことが事後審査で分かったということか。</p>	<p>はい。</p>
<p>それは入札参加者が資格要件を見落としていたということか。</p>	<p>そうではないかと推測する。市(発注者)は事後審査の段階でないと確認できない。</p>
<p>資格を有していないのに入札したのかという理由を聞いたりはしないのか。</p>	<p>確認はしていない。</p>
<p>この計画は、今後も継続的に行われていくと思うが、入札参加可能者数が少ないとこれからどうなっていくのか。</p>	<p>我々も一番心配しているところだが、全国的にみれば同じ時期にストックマネジメント計画策定を進めているかと思う。技術者の数も全国的にそんなに多くいるわけではない。我々で調べた技術士の下水道部門も約1,000人位しか全国的にいないため今後も厳しい部分はあると思う。</p> <p>自治体によって管理する管路の延長やポンプ場施設の数も大分異なる。つくば市は、ポンプ場の数もかなり多く、他の市町村よりも今後の維持管理費用は増加していくのではないかと考えられる。</p>

《評価》
この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。
《建議》
なし。

【事案6】平成29年度つくば市職員ストレスチェック事業業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成29年7月26日
主管課	総務部 人事課
種別	役務の提供
入札者数	3者（参加申請:4者）
予定価格	2,322,000円（税抜き）
落札額	1,048,000円（税抜き）
落札率	45.13%

質問・意見	回答・説明
履行期間ももうすぐ終わるが、今後どのような方向になるのか。	平成26年6月に労働安全衛生法が改正された。そこでは平成27年12月から1年に1回ストレスチェックを実施するよう義務付けられた。市では平成28年度から実施し、平成29年度で2回目である。平成29年度はまだ終わっていないため、昨年（平成28年度）の状況を言うと、結果を個人に送付した。職員の中にはストレスが高い職員がいる。ストレスの高い職員は全国平均では概ね1割程度と言われているが、つくば市も同様の割合である。 つくば市には産業医がいるためその1割の人に對し、産業医の面談を受けないかという周知をした。産業医の面談を受けたいという申し込みが約50名おり、産業医の面談を受けている。 ストレスチェックは何を目的にしているかという点、まずストレスの初期の段階で本人に気付いてもらうことを目的としている。その後は産業医の面談を受けてもらい、専門医のところに行ったらどうかという相談をする。
労働安全衛生法の改正は平成26年であるため、この法に基づいたストレスチェック業務というのは基本的には平成27年から実施している。入札参加資格では過去5年以内に実績があることと書いてあるが、法改正以前にストレスチェック業務をやっていた自治体等が結構あったという理解でよろしいか。	東京や大都市では前々から実施されており、大企業になると、さらに前から実施されている。
入札参加資格を満たす想定業者が5者となっているが、具体的にはどういうところからこの5者が出てきたのか。	つくば市の入札参加資格のある事業者のうち、業種としてメンタルヘルス、ストレスチェックの業務を行えると申請のあった業者が5者である。
そうした申請があつて登録されているというだけで、必ずしも条件に挙げている実績があるかどうかは分からないということよろしいか。	はい。

<p>つくば市においては平成28年度から実施しており法律でも義務付けられ今後も毎年やっていくと思うが、平成28年度では今回とは違う会社が落札したのか。</p>	<p>前年度と異なる会社が落札した。</p>
<p>5者を想定しているということだが、先ほど大企業等はずっと前から実施しているということなので、今後、市でも毎年実施していくので、実績条件を地方公共団体だけに限定しなくてもよいのではないか。</p>	<p>まだ始まって2回目ということもあり、今後、幅広く検討していきたいと思う。</p>
<p>落札率が45%となっているが他の入札参加者でもこうなのか。</p>	<p>平成28年度とほぼ対象人数は変わらないが、昨年は落札価格が税抜きで185万円であった。今年は応札した3社ともかなり下がっている。</p>
<p>予定価格はどうやって算定しているのか。</p>	<p>一つは平成28年度に契約した事業所からの見積を参考にしている。</p>
<p>その会社は応札した4社に入っていないのか。</p>	<p>入っている。</p>
<p>自社が出した見積よりも開札日には安く入れたということか。そうすると来年はもっと下がる可能性はあるのか。</p>	<p>可能性はあると思う。全国の自治体で昨年度から一気に実施しているため、価格は下がってきており、また、事業者も増えていると考えられる。</p>
<p>1年目はないかもしれないが、2年目からは元のプログラムがあって、中身が大幅に変わらなければそれを改正するだけで済むと思う。1年目はどうしても経費がかかると思うが2年目以降は安くなるのではないかと考えられるのか。</p>	<p>分析する内容があまり変わらなないと、安くなる傾向があると考えられる。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	

【事案7】 29救助工作車・高度救助用資機材購入	
《 条件付き一般競争入札 》 電子入札	
入札日	平成29年7月26日
主管課	消防部 警防課
種別	物品の購入
入札者数	5者 (参加申請:5者)
予定価格	147,690,000円(税抜き)
落札額	147,200,000円(税抜き)
落札率	99.67%
質問・意見	回答・説明
1者以外, 他の入札参加者は予定価格を上回っていたということなのか。	今回の物品の購入について, 予定価格は事後公表になっている。今回は5者応札した中で4者が予定価格を超過し, 1者だけが予定価格内で応札している。
車両はトラックを改造して救助用の工作車としていくのか。	落札した事業者が, トラックメーカーでない場合は車両を購入し, 仕様書に定めていた消防資材を車両に取り付けて納品する。 今回落札した事業者はトラックメーカーではない。
つくば市は救助工作車を何台所有しているのか。	中央消防署, 北消防署, 南消防署に1台毎, 計3台所有し, 今回は中央消防署の救助工作車を更新するものである。
他2台も更新時期を迎えれば今回のように買い替えるのか。	はい。
この車両はどんな時に使用するのか。	例えば交通事故で車の中に挟まれた場合や, 筑波山の登山中に怪我をしてどうしても動けない場合等が挙げられる。また大きなテロ災害等のときにも, 専用の防護服を着た救助隊員がこの車に乗って救助をする。スペシャリストの隊という位置付けで運用している。
この救助工作車に乗るには特別な資格が必要なのか。	消防本部においては救助試験に合格したもの, 車両が大型車になるため免許等を取得しているものでなければ救助隊になれない。

<p>落札した事業者と次点の差が1,800万円程あるが、やはり自社で全て装備できるためコストが安くできるという理解でよろしいか。</p>	<p>はい。予定価格を決定するにあたり複数者から見積をとったが、その時点で既に2,500万円位の開きがあった。今回落札した事業者は自社工場があり、外注する部分が少ないため、安価な価格で応札したと推定する。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 なし。</p>	